

米国特許ニュース

アップル対サムスン訴訟、差し戻し地裁で陪審員の 596 億円の評決、サムスンの評決破棄モーション提出の後に両社は和解で最終終結

服部健一
米国弁護士
2018年6月

Apple Inc., v. Samsung Electronics Co., Ltd.
United States District Court, Northern District of California,
San Jose Division
Case No.11-CV-01846-LHK, Order (訴訟却下命令), June 27, 2018

1. 概略

スマートフォンのデザイン特許をめぐるアップル対サムスン訴訟は、最高裁がデザイン特許の「製造物品の全利益」とはスマートフォン全体の利益でなく、デザイン特許に係わる部品の特許の全利益の可能性があるとして差し戻しされていた。そして、その差し戻し地裁訴訟で陪審員は、デザイン特許侵害による損害賠償額は約 590 億円、特許侵害は 5.9 億円と以前の評決額より若干高い額を評決し、アップル勝訴となった。

そしてサムスは、評決破棄のモーションを提出したが、破棄は無理と考えたのか 6 月 27 日に両社は和解し、7 年に亘ったアップル対サムスン訴訟はアップル勝訴の表明で終結した。

訴訟の経緯は以下の通りである。

2. 地裁第 1 回評決

アップルはサムスンのスマートフォンに対して、通常特許 3 件、デザイン特許 4 件、トレードドレス 2 つを侵害していると 2011 年 4 月に提訴した。この訴訟ではデザイン特許の損害賠償の 289 条の「侵害者は…特許デザインが利用されている製造物品(article of manufacture)の総利益(total profit)までを特許権者に支払う責任がある」という規定の中の製造物品の解釈が問題になり、アップルはスマートフォンそのものが該当し、その総利益を意味すると主張した。サムソンは、特許デザインが適用されているのは個々の部品なので、部品の総利益でしかないと争った。地裁判事はアップルの主張を認めて裁判が進んだ。

陪審員は 2012 年に評決を下し、表 1 が示すように損害賠償の総額は約 1050 億円で、内訳の推計は特許分は約 260 億円、デザイン特許分は約 391 億円、トレードドレス分は 400 億円であった(注:陪審員評決自体にはこれらの 3 つの内訳は示されておらず、地裁がアップル要求額

と評決額を比べて3つの内訳の比率を推定し、それに基づいて筆者が計算した値で、本当の額は必ずしも明らかでない)。

3. 地裁第2回評決

しかし、その直後にアップルのいくつかの特許とサムソンの13の製品の関係についての証拠に誤りがあった(サムソンがアップル特許の存在を知った日((その日から損害賠償が発生する))やその他の誤り)ことが判明し、地裁はそれらの特許と13の製品について陪審員審理のやり直しを行い、その結果、表1が示すようにその分の損害賠償は410億円から290億円に減額になった。その為、損害賠償の総額は、120億円減額になり、総額930億円となり、それが地裁判決となった。

4. CAFC 控訴

そして、その判決がCAFCに控訴されると、CAFCは評決、判決を指示する実質的証拠があることから特許/デザイン特許の侵害を容認し、損害賠償も289条の製造物品はサムソンのスマートフォンそのものであることに同意して損害賠償の額も容認した。しかし、アップルのトレードレス(四隅の角が丸くなっている黒い表面のスマートフォンの形状等で、一目でアップル製品を分かるので出所表示機能がある)は実際は技術的機能(角が丸いので落としても壊れ難い、ポケットに引っかからない)があることから2つとも無効とし、表1が示すようにトレードレスに基づく損害賠償400億円は破棄され、最終損害賠償は530億円となった。(但し、アップルの特許とデザイン特許の一部は再審査等で無効にされたのでその分減額となるはずであるが、この無効査定も控訴中であるのでまだ確定はしていない。)

5. 最高裁上告

サムソンは特許侵害に基づく損害賠償については争わず、デザイン特許に係わる損害賠償の289条の製造物品についての地裁とCAFCの解釈は誤りであるとして最高裁へ上告した。

最高裁はサムソンの主張に同調し、製造物品(article of manufacture)をサムソンのスマートフォン製品そのものとした地裁とCAFCの解釈は誤りで、デザイン特許に係わる部品の可能性もあるとしたが、いずれであるかは解釈は示さず、差し戻し審で判断させるためにスマートフォン製品の総利益に基づいた約530億円の評決・判決を破棄して差し戻していた。

6. 差し戻し地裁評決

A. 争点

その差し戻し地裁で陪審員は2018年6月7日に596億円という評決を下した。この差し戻し審では特許とデザイン特許の侵害の方は既に確定しているので、損害賠償の額だけが問題になった。サムソンは、アップルの幾つかのデザイン特許はスマートフォンの部品に係わるものでしかないと争ったが、地裁判事は司法省が提案した下記の4つのファクターを考慮するアプローチを採用した。

- ① 図面と明細書の記載を含む、デザイン特許のクレーム範囲、
- ② 製品全体の中に占めるデザインの顕著性、
- ③ デザインは製品全体から見て概念的に異なっているか、そして、
- ④ 特許デザインと製品の残りの部分との物理的關係—これにはそのデザインは、使用者ないし販売者が製品全体から物理的に分離出来る部品に係わるものか、あるいはそのデザインは製品の他の点から分離して製造される部品に係わるものか、あるいはその部品は別個販売されるものか否か等を含む。

この4つのファクターの考え方は、単にデザイン特許が部品の外観に係わるものであるか否かに基づくだけではなく(サムスの主張)、スマートフォン全体との概念的関係や物理的關係、つまり、たとえ部品の外観のデザイン特許であっても、スマートフォンそのものの外観に貢献しているか、スマートフォンの一部として販売されているか等を考慮しなければならないという考え方(アップルの主張に近い)である。

アップルの専門家証人は以上の解釈から損害賠償の総額は1000億円以上であると主張し、サムスの専門家証人はアップルのそれぞれのデザイン特許はスマートフォンの部品に係わるに過ぎないものなのでせいぜい31億円であると争った。

B. 陪審員説示

陪審員は評決の討議をする時に、裁判官からリーズナブルなロイヤルティの計算の仕方、製造物品(AOM)の特定の仕方、証拠とは何か等々の基本問題の考え方、ガイダンスについての陪審員説示が与えられる。そして法廷で証言した両サイドの専門家証人のいずれかを信じるか、あるいは信憑性が高いかを判断して、陪審員説示を基にして評決額を決定していく。その陪審員説示の主要部の抄訳は8～11ページに示してあるが、その要旨は以下の点である。

- リーズナブルなロイヤルティの計算の仕方は、①侵害する製品、つまりベースを特定して、仮交渉で決定するであろうレートを算出する方法、②仮交渉で設定する製品ごとの特定の額を想定して計算する方法、又は③仮交渉で一括金の支払いを行った場合の特定額を決定する3つの方法がある。
- 何が製造物品であるかをアップルが証拠の優越で立証したか否かで決定する。
- 全利益はアップルが立証した製造物品の全利益で、全販売額から経費を差し引いた額である。

以上のように、各デザイン特許にかかわる製造物品(スマートフォン全体か、あるいはその中の一部か等)の特定の仕方、あるいはそれぞれのロイヤルティの計算の仕方は一般論でしか説明しておらず、両サイドの専門家証人の証言から陪審員自身が決定せよという趣旨なのである。

C. 評決額

陪審員は表 1 の右欄が示すように、サムスンの 16 製品について各々損害賠償はいくらになるかを評決した。しかし、それぞれの製品について、何が「製造物品」に相当するかは評決には示されていないので、陪審員がそれぞれに何を製造物品と特定したか不明である。陪審員は恐らくアップルの要求額とサムスンの額を比較して、3 つのデザイン特許ごとにその額を決定したのであろう。

そして、陪審員はデザイン特許の損害賠償は約 590 億円、通常特許分は約 5.9 億円の総額約 596 億円と評決した。

サムスンの各スマートフォンの損害賠償の額は表 1、表 2 及び評決そのものを参照されたい。

D. 解説

596 億円の額は最初の評決 1050 億円の約半分であるものの、1050 億円はそもそも証拠に誤りがあったり、無効になったトレードドレスによる 400 億円が入っていたので、それらを訂正した通常特許とデザイン特許のみに基づく CAFC 判決時の約 530 億円あるいは最高裁が破棄した約 440 億円と比較しなければならない。

その場合、今回の約 596 億円は約 530 億円や約 440 億円より更に高額である。特にデザイン特許に基づく約 590 億円はサムスンが今回主張した約 31 億円よりはるかに多額どころか、最初の評決中の 391 億円よりもずっと高額であるので、明らかにアップル勝訴といってよいであろう。

結局アメリカの陪審員達は、最初の陪審員も、今回の陪審員もサムソンはアップルのデザインを故意に模倣したとみなし、デザイン特許もスマートフォン全体に関係すると解釈し、スマートフォン全体の総利益をかなり考慮して損害賠償を計算したようである。

E. サムスン、評決破棄、新公判要求のモーション提出

評決はサムスンの各スマートフォンに基づく損害賠償の額のみしか記入していないので、陪審員は各スマートフォンについてデザイン特許に係わる製造物品(AOM)とはスマートフォン全体かあるいはその内の一部の部品と特定したか明らかでないのでサムソンはアップルが要求した各スマートフォン全体の総利益とを比較してそれを推定した。それが表 2 である。

それによると D'305 については陪審員の評決額は全てアップルが要求した総利益の 100%を認めており、これは D'305 がかわる製造物品とは各スマートフォン全体であったことが推定される。

これに対して、D'607 についての評決額は、アップルの要求額の 25%~30%であるので、その製造物品とはスマートフォン全体ではないものの、各スマートフォンの四角形状の

黒い表面を構成する部品だけでなく、他の部品も含むものであると陪審員が特定したと推定される。D'087 は同様である。

また、評決額はサムスンのビジネスコストを差し引いたか否かは数字からだけでは不明である(但し、アップルの要求額が既に差し引いた額であればそれを反映しているといえる)。

以上のことからサムスは 2018 年 6 月 7 日に下記の点から JMOL(Judgment as a matter of law : 法律上当然の結論としての判決 : 公判で提出された証拠に基づけば評決を破棄しサムスン勝訴の判決を起草するべきであるというモーション)を要求した。

1. アップルのデザイン特許はスマートフォン全体にかかわるものではない
 - D'305=これは複数のアイコンが並んだデザインであるため、スマートフォンのディスプレイスクリーンのみにかかわり他の部品は関係ない
 - D'607=これは黒い表面のデザインであるためスマートフォンのガラススクリーンのみにかかわり他の部品は関係ない
 - D'087=これは周縁の枠(ベゼル)であるため、スマートフォンの四角形の周辺部品のみにかかわり他の部品は関係ない
2. リーズナブルな陪審員であれば、4 つのテストを適用すればディスプレイスクリーンとガラススクリーンと四角形の周辺部分以外の部品は製造部品に入るべきでないと結論したはずである
3. リーズナブルな陪審員であればサムスンの 2 つのテストを適用して損害賠償を決定するはずである
4. 損害賠償額からはサムスンの経営経費が差し引かれるべきである
5. 以上を裁判官自身が決定して損害賠償を減額するか、あるいは新公判をやり直すべきである。

JMOL は公判で両サイドの証拠、証言が全て終了した時、いずれかのサイドが自己に対して圧倒的に有利なので陪審員に評決させる必要がなく、裁判官が判決を起草できるという判決要求である。

しかし、裁判官がそこまで証拠はいずれかのサイドに圧倒的に有利でないとして JMOL 判決を拒否すると、陪審員が評決を示すことになる。その評決に不満の場合、JMOL 要求者は評決後に再度 JMOL を要求できる。

従って、サムスンが今回評決終了後に JMOL を出したということは、公判終了後で評決討議前に JMOL を要求したはずである。そして、ルーシー・コー裁判官(韓国系アメリカ人)はその JMOL を拒否したので陪審員が評決を下したはずである。

このように、ルーシー・コー裁判官はこの再度のモーションに対して近々裁定を下さなければならぬが、ルーシー・コー裁判官が一度否定した JMOL モーションを 2 回目に認める可能性は極めて低いであろう。

特に、各デザインに対する製造物品の特定は陪審員説示で陪審員が決定すべき事項であると説示し、サムスンはその説示に異議を唱えていなかったようであるので、今更、陪審員の特定は誤りであるとはいえないと考えられる(もし、評決後の単純な不満が通るとすると、評決のほとんど全てが破棄されることになる)。

また、表 2 に示されるアップルの総利益の要求額は当然に総売上高から経営経費が差し引かれて算出された値のはずである。その点は陪審員説示 No. 30 に明記してある。またこの要求額が証拠として示されていることは、たとえサムスンが評決前に異議を申し立てていたとしても裁判官によって、異議が却下されていたはずである。よって、今後経営経費が差し引かれるべきであると争うメリットもほとんどないのではないかと考えられる。

もし、ルーシー・コー裁判官がモーションを却下した場合はサムスンは CAFC へ控訴できるが、本事件は既に CAFC 控訴と最高裁上告を経て差し戻されたケースであるのでサムスンが逆転する可能性はやはり低いであろう。

7. 和解

アップルとサムスンは 6 月 27 日に和解届けを地裁に提出し、ルーシー・コー裁判官は直ちに訴訟を却下する命令を同日出した。これで 7 年間に亘るアップル対サムスン訴訟は全て集結したことになる。

和解の詳細は一切明らかにされていないが、アップルは「この訴訟はこれまで金銭が問題ではなかった。アップルは iPhone でスマートフォン革命を起こし、サムスンは露骨に我々のデザインをコピーしたのは紛れもない事実である」という声明を発表した。これに対してサムスンは何も発表していないので和解はアップル有利で達成したのである。

図：アップルのデザイン特許

D'305 デザイン特許

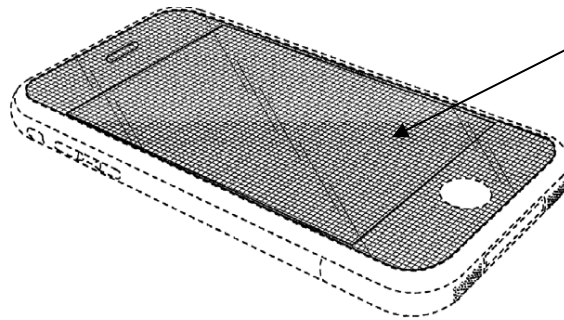
陪審員は D'305 については、スマートフォン全体が製造物品と解釈したようである。つまり、この多数配列されたアイコンはスマートフォンそのものであると解釈したのであろう。



角が丸い
整列した
多数のアイコン

D'677 デザイン特許

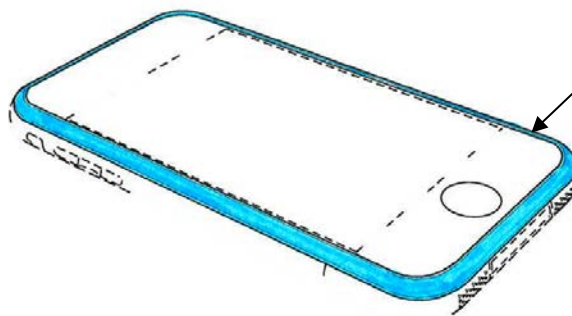
陪審員はこのデザイン特許の製造物品とはスマートフォン全体の 25～30%の部品)に相当すると考えてたようである。



光沢のある
黒っぽい表面

D'087 デザイン特許

このデザイン特許を侵害しているのは 2 製品のみで、3つのデザイン特許の内の 1 つなので、その価値をどう評価したかは判断し難い。



周縁を取り囲む
四角形状の枠
(ベゼル)

表1：アップル対サムスン訴訟：特許・製品別侵害・損害賠償評決結果

サムスン製品名	地裁		CAFC	最高裁	差し戻し地裁			
	第一回評決 (2012年8月) 侵害 知財	第二回評決 (2013年11月)	CAFC 判決 (2015 年5月)	判決 (2017年 12月)	第三回評決 (2018年5月29日)			
Galaxy Tab10.1 (WiFi)	特許のみ	\$833,076	—	—	デザイン特許「製造物品」の解釈に誤りがあり、約490億円分を破棄、差し戻し	(デザイン特許侵害のある 16製品の再審理)		
Galaxy Ace		\$0						
Galaxy S 2 (i9100)		\$0						
Galaxy S (i9000)		\$0						
Galaxy Prevail		\$57,867,383						\$22,143,335
Nexus 4G		\$1,828,297						\$10,559,907
Galaxy Tab		\$1,966,691						\$9,544,026
Replenish		\$3,350,256						\$3,046,062
Transform		\$953,060						\$2,190,099
Exhibit 4G		\$1,081,820						\$2,044,683
Infuse 4G		\$44,792,974						\$99,943,987
Droid Charge		\$50,672,869						\$60,706,020
Epic 4G		\$130,180,894						\$37,938,694
Captivate	\$80,840,162	\$21,121,812						
Indulge	\$16,011,184	\$9,917,840						
Continuum	\$16,399,117	\$6,478,873						
Gem	\$4,075,585	\$4,831,453						
Galaxy S 2 (T-Mobil)	特許とデザイン特許	\$83,791,708	—	—	デザイン特許「製造物品」の解釈に誤りがあり、約490億円分を破棄、差し戻し	\$76,205,628	\$0	
Galaxy S 2 (Epic 4G Touch)		\$100,326,988				\$54,834,113	\$0	
Galaxy S 2 (Skyrocket)		\$32,273,558				\$43,486,055	\$0	
Galaxy S 2 (AT&T)		\$40,494,356				\$16,618,320	\$0	
Fascinate		\$143,539,179				\$15,681,286	\$0	
Vibrant		\$89,643,957				\$15,681,286	\$0	
Galaxy S 4G		\$73,344,668				\$5,149,345	\$0	
Mesmerize		\$53,123,612				\$4,434,398	\$0	
Galaxy S Showcase (i500)		\$22,002,146				\$4,434,398	\$0	
							\$54,045,652	\$0
							\$63,456,820	—
							\$20,090,290	—
							\$26,928,747	\$0
			\$8,884,189	\$2,504,949				
			\$7,897	\$1,345,534				
			\$75,925,367	\$848,125				
			\$76,205,628	\$626,412				
			\$30,662,111	—				
損害賠償総額 (各当時の為替レート)	第一回 総額 1050 億円 特 259 億円 意 391 億円 TD400 億円	地裁判決 総額 930 億円	CAFC 総額 530 億 円		第三回 総額 596 億円			

1. 第一回評決：サムスンの 26 製品の侵害について合計約 1050 億円の評決
2. 第二回評決：しかし、13 製品について証拠に誤りがあることが判明して陪審審理をやり直して 460 億円が 290 億円となった。このため、損害賠償の総額は 930 億円になった。
3. CAFC 控訴：CAFC はトレードドレスは無効と判示したのでそれに係わる 5 製品の 400 億円の評決は破棄され、総額は 530 億円になった。
4. サムスン、特許侵害とそれに基づく損害賠償は争わず、デザイン特許侵害に基づく損害賠償のみ最高裁で争い、製造物品の解釈に誤りがあったことから差し戻しとなった
差し戻し審：デザイン特許を侵害する 16 製品(ほとんどは特許侵害もあり)について陪審員審理が行われ、デザイン特許 590 億円、通常特許 6 億円の合計 596 億円の評決になった。

アップル対サムスン

陪審員説示要旨

2018年5月18日

(著者注:以下の説示に法的誤りがあれば評決は破棄され、やり直しになる。)

陪審員説示 No. 8

侵害されているアップル特許とデザイン特許は以下の通りである。

USP 7,469,381、及び 7,864,163

D618,677, D593,087, D604,305

陪審員説示 No. 24

通常特許の損害賠償のリーズナブルなロイヤルティー — 定義

アップルは通常特許を侵害されたことによりリーズナブルなロイヤルティーを得ることができる。リーズナブルなロイヤルティーは特許権者と侵害者が特許侵害が生じたとき、仮にライセンス交渉した時のロイヤルティーである。

両者はリーズナブルに交渉し、ライセンスを締結したと仮定しなければならない。ロイヤルティーの計算にはいくつかの方法があるが、陪審員は証拠に基づいていずれが最も適切かを決定しなければならない。

①ロイヤルティーを計算する第 1 の方法は、いわゆる「継続するロイヤルティー」を決定する方法である。そのためにはまず「ベース」、つまり侵害者が支払うべき製品を特定しなければならない。そして、仮交渉の結果で両者が決定するレートないしパーセンテージ(%)を侵害者の売りに掛ける。例えば、特許が釘で、その値段が 1ドルとし、ライセンシーが 200 個販売したとする。その場合、ベースに基づく売りは 200ドルとなる。もしレートないしパーセンテージが 1%とすると、ロイヤルティーの額は 2ドルとなる。

もし特許が侵害者が販売した製品の一部のみしかカバーしない場合はそのベースは普通は特許の特徴部ないし部品のみである。例えば、100ドルの車で特許が 5ドルのタイヤをカバーする場合、売上額は 5ドルである。

②ロイヤルティを計算する第2の方法は、仮交渉で両者の販売した製品について 特定の額 を設定する場合である。

その場合は、ロイヤルティ＝販売生産数×特定額となる。

本事件では特許はサムスンが販売した製品のいくつかの特徴点をカバーするにすぎない。

アップルは、製品全体の好ましさに対して、特許の特徴がどの程度価値を増加させ、そしてその価値を特許以外の点による価値から切り離してその値を立証しなければならない。

特許に対するロイヤルティベースとロイヤルティレートの組み合わせは、侵害している特徴に貢献する価値を反映していなければならない。

③ロイヤルティを計算する第三の方法は、侵害者が「一括金(lumpsum)」を支払うことによってライセンスが設定された場合である。

以上のロイヤルティを計算するに当たって、下記のファクターを考慮しなければならない。

1. 問題の特許をライセンスすることによって特許権者が得るロイヤルティは 確立されたロイヤルティを立証するか、立証するであろうといえること、
2. ライセンサーが支払うレートは 他の類似する特許のレートと同じような値であること
3. ライセンスの性質と範囲、独占か非独占ライセンスか、あるいは地域的制限があるか否か等の点
4. ライセンサーは、ライセンスを 許可しないという既に確立された方針
5. ライセンサーとライセンシーの間の 商業的關係(競合会社か否か等)
6. ライセンシーの他の製品を販売促進させるための 特許製品の効果
7. 特許の存続期間と ライセンス期間
8. 特許製品の 確立された利益率、商業的成功、人気
9. 既存製品に比較した 特許製品の有用性、有利性
10. 特許発明の 性質
11. 侵害者が発明を 利用した程度、その使用を表す価値
12. 発明の使用を許可するための、そのビジネスにおいて 慣習的である販売価格や利益の率

13. 侵害者が貢献している非特許要素、ビジネスリスク、改良等を除いて発明によって得られる利益率
14. 専門家証人の意見、証言
15. ライセンサーとライセンシーがリーズナブルに自発的に交渉した場合に合意すると考えられる量

本事件において、どのようなローヤルティーが適切であるか否かは法廷で用いられた証拠、証言に基づいて陪審員が決定できる。

陪審員説示 No. 25

各特許の損害賠償の起算日は下記のとおりである。

381 特許:2010年8月4日

163 特許:2011年6月16日

陪審員説示 No. 28

デザイン特許—被告の利益

デザイン特許の場合、特許法は、(1)販売目的で特許デザインをいかなる製造物品(any article of manufacture)に適用した場合、又は(2)その製品物品を販売したり、販売に供与した場合、侵害者は特許権者にその 製造物品の全利益(total profits)を支払う義務がある。

陪審員は、まず、アップルの 特許デザインを適用したサムスの製造物品を特定し、次にそれらの全利益を計算しなければならない。

陪審員説示 No.29

デザイン特許の損害賠償—製造物品

陪審員はサムスがアップルの特許デザインを適用した製造物品を特定しなければならない。これは、米国特許商標庁も、裁判所も、以前の陪審員も 特定していない。

製造物品は、手ないし機械で作ったものであり、製品全体か、又は、その製品の部品 (component)である。それを特定するためには以下の4つのファクターを考慮しなければならない。

- ① 図面と明細書の記載を含む、デザイン特許のクレーム範囲、
- ② 製品全体の中に占めるデザインの顕著性、
- ③ デザインは製品全体から見て概念的に異なっているか、そして、
- ④ 特許デザインと製品の残りの部分との物理的關係—これにはそのデザインは、使用者ないし販売者が製品全体から物理的に分離出来る部品に係わるものか、あるいはそのデザインは製品の他の点から分離して製造される部品に係わるものか、あるいはその部品は別個販売されるものか否か等を含む。

本事件ではアップルは3つのデザイン特許は全てスマートフォン全体であると主張している。それに対してサムスはD'677は四隅が丸く、黒いガラス表面の部品であり、D'087は四隅が丸く、ガラスの表面で全体を取り囲むリムないしベゼルであり、D'305にはディスプレイスクリーンであると主張している。何が製造物品であるかについてはアップルが証拠の優越で主張する義務がある。

陪審員説示 No. 30

全利益の計算

サムスの「全利益」とは、特許デザインが適用された製造物品の全利益のことであり、特許でカバーされているデザインないし美観が貢献し得る利益の部分のみではない。但し、製造物品と一緒に販売される他の製品ないし他の製造物品によってもたらされる利益を含んではならない。アップルが証拠の優越でサムスの全販売高から経費を差し引いた全利益を立証しなければならない。

陪審員説示 No. 31

各デザイン特許の損害賠償の起算日は以下のとおりである。

D'677:2011年4月15日

D'305:2011年6月16日

D'087:2011年6月16日

表2：第3回目評決額とその根拠：サムスン推計

番号	サムスン製品	侵害する デザイン特許	アップル 計算の 製造物品の 総利益	評決額	サムスンの推計	
					アップル要 求額の何%に 相当するか	製造物 品の推 定
1	Captive	D'305 のみ	\$16,618,320	\$16,618,320	100%	各スマ ートフ オン全 体
2	Continuum	D'305 のみ	\$5,149,345	\$5,149,345	100%	
3	Droid Charge	D'305 のみ	\$54,839,113	\$54,839,113	100%	
4	Epic 4G	D'305 のみ	\$43,486,055	\$43,486,055	100%	
5	Gem	D'305 のみ	\$4,434,398	\$4,434,398	100%	
6	Indulge	D'305 のみ	\$15,681,286	\$15,681,286	100%	
7	Galaxy S II (AT & T)	D'677 のみ	\$101,235,891	\$26,928,747	26.6%	各スマ ートフ オンの 四角形 の表面 の部品
8	Galaxy S II (Epic 4G Touch)	D'677 のみ	\$250,817,469	\$63,456,820	25.3%	
9	Galaxy SII (Skyrocket)	D'677 のみ	\$80,683,895	\$20,090,290	24.9%	
10	Galaxy S II (T-Mobile)	D'677 のみ	\$209,479,270	\$54,045,652	25.8%	
11	Fascinate	D'305/D'677 D'677 のみの期間	\$4,835,386	\$4,835,386	D'305 100%	全体
			\$13,865,764	\$4,048,803		
12	Galaxy S Showcase (i500)	D'305/D'677 D'677 のみの期間	\$28,466,835	\$28,466,835	D'305 100%	全体
			\$8,070,867	\$2,195,276		
13	Infuse 4G	D'305/D'677 D'677 のみの期間	\$69,223,026	\$69,223,026	D'305 100%	全体
			\$21,820,630	\$6,982,602		
14	Mesmerize	D'305/D'677 D'677 のみの期間	\$30,560,743	\$30,560,743	D'305 100%	全体
			\$21,714,541	\$6,340,646		
15	Galaxy S 4G	D'305/D'677/D'087 D'677 のみの期間	\$71,640,437	\$71,640,437	D'305 100%	全体
			\$14,476,115	\$4,284,930		
16	Vibrant	D'305/D'677/D'087 D'677 のみの期間	\$0	\$0	D'677 27.4%	部品
			\$28,821	\$7,897		
コメント		前回の陪審員が特定した侵害されたデザイン特許	アップルは各スマートフォンの全体が製造物品であるとして計算	評決は各スマートフォンの損害賠償の額だけ表示しており、その根拠は明らかでない	アップルの要求総利益と評決額を比較してサムスンが算出	